

JNWSC における

におい認識テスト・公式競技会ジャッジの

倫理規則

におい認識テスト・公式競技会ジャッジは、以下「ジャッジ」と総称します。

❖ におい認識テスト・公式競技会ジャッジの倫理規則

1. 公認ジャッジは、ノーズワークスポーツクラブ（以下 JNWSC）において高い信頼を寄せられる立場にあります。**その判断における客観性が疑われるようなことがあってはなりません。**もし、ジャッジとしての基本的資質に欠けていることが明らかになった場合、またはその一般的な道德観が非難に値すると考えられる場合には、JNWSC はその認定の継続について直ちに再審議を行います。
2. ジャッジは、過去 6 か月以内に自らが所有、訓練、世話、またはテスト・競技においてハンドリングした犬を審査してはなりません。
3. ジャッジと同一世帯に属する人物が所有する犬を審査することも認められません。
4. ジャッジが自らの犬をテスト、競技に出場させる場合には、同じ競技に参加している他の犬について意見を述べたり評価を示唆したりすることのないよう、最大限の注意を払わなければなりません。
5. ジャッジは、他のジャッジに対して常に礼儀正しく、敬意をもって接しなければなりません。たとえ審査の結果や見解が異なる場合であっても、他の

ジャッジを貶めるような発言をしてはなりません。

6. また、ジャッジは、JNWSC の組織内外でいかなる任務を引き受ける場合にも、その遂行にあたっては、JNWSC が発行したジャッジ認定の信頼性を損なう、またはそれに反するような行動・言動をしてはなりません。

❖ 懲戒処分規則

ジャッジに関する懲戒の決定責任は、JNWSC にあります。

ジャッジは、JNWSC のにおい認識テストと競技会ルールに記されている規定および方針、に従わなければなりません。

ジャッジがこれらの規則や指針に違反した場合、またはJNWSCの目的や活動を損なう行為、会員または一般社会の信頼を傷つける行為を行った場合には、JNWSC が懲戒処分を科すことができます。

● 懲戒処分の種類

1. 書面による注意
2. 書面による警告
3. ジャッジ活動の一時停止（6 か月から 24 か月の範囲で、6 か月単位）
4. 認定の取り消し

また、JNWSC は必要に応じてジャッジに口頭での注意を行うこともできます。

・ 書面による注意

もっとも軽い処分であり、行われた誤りを文書で指摘し、今後は現行の規則に従うよう求めるものです。

・ 書面による警告

より重い処分であり、定められた規則に従わなかった場合、または過去に書面による注意を受けている場合に科されます。

・ ジャッジ活動の一時停止

調査の過程で必要とされる場合、または違反行為が非常に重大でジャッジとしての信頼が一時的に損なわれたと判断される場合、あるいは過去に警告を受けている場合に適用されます。一時停止の期間は 6 か月から 24 か月の範囲で設定されます。一時停止の決定を実施する際には、当該ジャッジの契約状況（すでに審査の依頼を引き受けている案件の有無）などを考慮し、最大 30 日間の猶予期間を設けることができます。

・ 認定の取り消しについて

認定の取り消しとは、ジャッジが規則を大きく逸脱した場合、または判断力を欠く行為を行った場合、あるいは JNWSC に対する一般社会の信頼を損なうような行為を行った場合に適用される処分です。

● 適用について

再度の違反行為は通常、より重い処分を科す要因として考慮されます。ただし、2 年以上前の違反行為については、原則として考慮の対象としません。

● 一般原則

懲戒処分にあたっては、慎重さ、人間的な思いやり、公正さの感覚が常に求められます。基本的な原則は、「疑わしい場合は罰するよりも赦す」を旨とすることです。

懲戒処分の是非については、JNWSC が、公式競技会やにおい認識テストを実施した主催者、競技会責任者、関連クラブまたは関係団体などからの通報や申立てを受け

て審議します。

懲戒処分を受けたジャッジは、常に JNWSC に対してその決定を不服として上訴することができます。

一時停止中のジャッジは、におい認識テスト・公式競技会においてジャッジとして職務を行うことはできません。

❖ ジャッジの健康について

健康上のさまざまな問題により、ジャッジがにおい認識テストや公式競技会の規則・指針で求められる基準に従って審査を行うことが、一時的または継続的に困難になる場合があります。病気や加齢は、本人の判断力や自己認識能力に影響を及ぼし、自身の能力の低下または喪失を正しく認識できなくなることもあります。

テスト・競技活動の目的は、出場犬の審査が適切かつ十分な水準で行われて初めて達成されるものです。したがって、ジャッジは自らの健康上の理由により職務を遂行できないと判断した場合、任務を引き受けることを控える、または辞退する責任があります。

JNWSC は、ジャッジが職務を遂行できず、また自らの状況を正しく判断できない場合には、その認定を一時的または恒久的に取り消すことが妥当であると判断する場合があります。

主催者は、ジャッジを招く際に、当該ジャッジが適切な水準で審査を行えることを確認しなければなりません。審査の質に対しては、主催者が参加者に対して責任を負います。なぜなら、参加者は申込みを通じて、その審査の内容と水準を「買って」参加するからです。

におい認識テスト・公式競技会の目的および運営上の経済的条件を考慮すると、参加犬を十分な水準で審査することができない状態にある者、またはその可能性がある者は、「ジャッジとして教育を受ける権利」や「ジャッジとして活動を継続する権利」を主張することはできません。このような状況に関しては、非常に慎重な対応が求められます。場合によっては、特定のジャッジが任務を遂行できるかどうかを詳細に調査する必要が生じることもあります。以上のような調査の実施責任は、基本的にはJNWSCにあります。必要に応じて他の関係者から提起される場合もあります。

また、深刻な身体的機能制限があり、介助や医療的な補助機器の常時使用を必要とする場合、その人物がジャッジとして求められる水準で任務を遂行できるとは限りません。

・三者の責務について

以下の三者は、それぞれ次の点を考慮しなければなりません。

ジャッジは、自らが十分な水準で遂行できない任務を引き受けてはなりません。

主催者は、招くジャッジが実務的に任務を遂行できる能力を有していることを確認する責任があります。主催者は、におい認識テスト・公式競技会の目的が適切に達成され、参加者が支払う対価に見合う質の高い審査が行われるよう、正式な責任を負います。

JNWSC は、全体的な責任を担っており、場合によってはジャッジが十分な能力を有していないと判断した際に、その認定を一時的または恒久的に取り消す必要が生じることがあります。この責任は、個人がジャッジとしての教育を受ける機会に関しても同様に適用されます。

● 活動休止中の認定について

「活動休止中の認定」とは、健康上の理由やその他の事情により、当面の間、ジャッジが十分な水準で職務を遂行できないと判断される場合を指します。

この「活動休止中の認定」は、懲戒処分として用いることは決してできません。

● 名誉ジャッジ（Honnörsdomare）について

JNWSC は以下の基準に基づき「名誉ジャッジ」という区分を設けることができます。

ジャッジ本人が希望する場合、ジャッジとしての活動を引退する際に、名誉ジャッジの地位を JNWSC 申請することができます。

名誉ジャッジは、これまで通りクラブからの情報提供を受け、ジャッジ会議などに参加できるほか、指導的な役割を引き受けたり、経験や知識を活かしてクラブ行事に招かれることがあります。

また、必要に応じて、JNWSC の側から特定のジャッジに対し、名誉ジャッジへの移行を提案・申し出ることもできます。